

条文全般

- ・ 検討会議案を最大限尊重した上で、修正が必要な箇所は検討会議案の趣旨と齟齬が生じないように留意する。
- ・ 口語的な表現、情緒的な表現は代替する表現で標記する。
- ・ 条例は、市や市民等の姿勢や決意を示すもので、極力曖昧な表現は避け、言い切りの表現とする。
- ・ 使用する用語については、他の例規とのバランスを考慮する。

前 文

- ・ 語尾を「である。」調に統一する。
- ・ 漢字、平仮名表記の統一（例）いだかれた⇒抱かれた、わたし⇒私、活かし⇒生かし 等
- ・ 外来語の日本語標記化（例）ライフスタイルの多様化⇒居住形態や生活様式の多様化

第1条 目的

- ・ 条例の内容と目的のみを明確に表現する。

第2条 定義

- ・ 「市民等」の定義は、個人・団体を含んでおり、わかりやすくするために号立てで表現する。
- ・ 「人」は、「者」に統一する。
- ・ 「地域コミュニティ」の定義を追加する。
- ・ 「まちづくり協議会」はここでは定義せず、第6条第1項にて表現する。

第3条 基本理念

- ・ 「市民協働推進条例」等の例をならい、号立てで表記する。
- ・ 基本理念は条例の核となるもので、より強い表現を使う。

第4条 市の責務

- ・ 「役割」を「責務」に変更する。

第5条 市民等の責務

- ・「役割」を「責務」に変更する。
- ・「地区に関心を持つ」では、第2条の定義により「区域」に関心を持つことに留まるため、より具体的に「地区の生活環境に対する関心を高める」と変更する。

第6条 まちづくり協議会の組織等

- ・「まちづくり協議会の設置」を「まちづくり協議会の組織等」に変更する。
- ・ 検討会議案では第2号、第3号ともに規約に関する内容であったため、市条例案では、第2号では「規約を定めていること」、第3号では、「民主的な手続きによる決定すること」に整理する。

第7条 まちづくり協議会の活動拠点

- ・ 変更なし

第8条 まちづくり協議会の取組に関する基本的事項

- ・「まちづくり協議会の役割」を「まちづくり協議会の取組に関する基本的事項」に変更する。
- ・ 各事項をわかりやすく示すために、号立てで標記する。

第9条 まちづくり協議会と市の役割分担

- ・「まちづくり協議会が解決できない課題について補完」から、「まちづくり協議会だけでは解決が困難な課題に対する地区まちづくり活動を補完」に修正する。。

第10条 市の支援

- ・ 各号の支援項目の表現を統一する。